

第738回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和4年7月11日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
大宮	由紀枝	委員
小澤	さおり	委員
小室	明子	委員
新倉	吉和	委員
松崎	真理子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	下出	享克

午後 3 時30分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等についてご案内します。本日でございますが、報道関係者はゼロ、傍聴人は15人となっております。

<傍聴人入室>

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

現在ご出席いただいております委員の方は15名で、条例第24条第1項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 ただ今から『第738回東京都青少年健全育成審議会』を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の2『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の6月13日から7月10日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については2誌を指定図書類とすること、また、優良映画として1作品を推奨することを決定いたしました。6月16日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書類については6月17日に告示、優良映画については6月21日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、『ファミリールール講座』を合計183回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、7月6日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。意見聴取の内容は、『自主規制団体からの聴き取り結果』としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2ページには、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、3ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書類については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に事業者に対して

勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の6月分の活動状況でございます。

委嘱しております協力員は129名、活動者数は9名、調査店舗数は55店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類『不健全指定図書類』、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類です。

この3種類の図書類について協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

今月は、不健全指定図書類、表示図書類、類似図書類及び、青少年への販売等を制限する制限掲示について問題のある店舗はございませんでした。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切な店舗が2店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査、3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査及び、4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。

自動販売機立入調査については、6月は実施してございません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 説明をありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退室をお願いいたします。

< 傍聴人退室 >

○会長 それでは、再開いたします。本日の諮問事項につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち『調査・審議事項』と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

1 誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

『調査・審議事項』と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。

諮問第1170号でございます。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和4年5月30日から令和4年6月28日までの間に都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計96誌のうちから、7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は、「gateau comics『ちょっと聞いてよおにいさん』」、令和4年6月20日に株式会社一迅社より発行されております。過去1年間の指定はありません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、7月6日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

計11名の方からご意見を伺っております。

自主規制団体のご意見といたしましては、「指定やむなし」の意見が5名です。その主な内容は、「体液、擬音、性器の描写が多く、拘束具や器具による性的類似行為の描写も複数回あ

る。卑わいな感じを与える。指定該当やむなし。」などがございます。

「指定非該当」の方は5名で、その主な内容は、「性描写が多く、拘束や器具の使用もあるが、コミカルなシーンもあり、人格否定は感じられない。修整も配慮が見られる。指定非該当。」などがございます。なお、関連会社のため意見表明なしの方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。特によろしければ、調査に入ってください。よろしく申し上げます。

< 図書審査 >

○会長 それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。ではG委員お願いいたします。

○G委員 はい、大手出版社講談社系列の一迅社の作品としては、私はチェックが甘いんじゃないかと思いますね。人格否定とか、暴力、強制という手段ではなく合意で楽しむというのかな、この作者が書いている「エロとご褒美のセックス詰め合わせ」という感じがあるんですけども、真ん中辺にあるSMプレイと男性器の道具、男性器そのものの性器具によるセックス、このシーンなんかは大人の世界だと判断します。

人格否定とか暴力とか強制がないようなセックスで合意があればいいのかということ、そうじゃなくて、そういうシーンをどれだけ配慮して上手に描くかということです。まだ未成熟な青少年が読むには、性器具とかSMプレイとか、あるいは男性器のそのものの修整の甘さとか、大腿部の露出とか、セックスシーンそのものとか、あらゆる観点からやはり配慮が不足していると思いますので、私は区分陳列の対象だと考えます。

○会長 はい、ありがとうございました。次に大宮委員お願いいたします。

○大宮委員 はい。あまりストーリー性を感じられず、とにかく性交シーンが多いという印象でございます。後半の方は、ちょっと危険を感じるような器具の使用もあって、指定該当と考えます。以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。次に新倉委員お願いいたします。

○新倉委員 はい、指定該当でお願いしたいと思います。性交シーンが多く、体液、擬音の描写も多い。また、器具を使用した行為の描写もあるということで非常に卑わいな感じを与えるというふうに思います。以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。次にC委員お願いいたします。

○C委員 ストーリーはコミカルなタッチで卑わい感はさほど感じないものの、拘束器具使用などもあるということから、どうなのだろうということで、保留でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次にF委員お願いいたします。

○F委員 はい、性描写が大変多くて、それ以外のページがほとんどないという印象です。男性器も白抜きとはいうものの、形状がよく分かるような感じで影が付いていたりして、擬音、体液の描写も大変激しいということで、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。次にH委員お願いいたします。

○H委員 はい、本編の大部分が性描写ですし、また、登場する人物がみんなもうセックスのことしか考えてないような内容だと思います。決して、青少年が閲覧するのがふさわしいとは思えない作品ですので、指定該当やむなしでお願いします。以上です。

○会長 ありがとうございます。次に小室委員お願いいたします。

○小室委員 指定該当でお願いします。体液、擬音、性器の描写が非常に多くて、ほとんど全編セックスに関することが多く、あと、拘束具、器具の使用、非常に危険なものを感じます。男性器は、白抜きはされていますけれど、いろいろなところで非常に誇張されていて、卑わいであると感じます。以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。次にI委員お願いいたします。

○I委員 はい、私も指定該当と思います。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい、ストーリーはコミカルで、最初の方を読むと一瞬、指定非該当かなとも思ったんですが、全編を読むと性描写が非常に多く、その性描写もかなり露骨なもの、また拘束具などを使っているものも多くて、これは青年レベルを超えていると言わざるを得ないのではないかと考えております。ですので、指定該当と考えます。

一方で、この帯の方に書いてありますが、これは月刊誌で発売、配信をされているもので、それが単行本になったものなのかなと思うんですけども、その月刊誌は多分成人指定されていなくて、それが作品になると成人指定になってしまうというところに少し考えさせられるものがあるなと思ってます。以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。次にD委員お願いいたします。

○D委員 何か器具を尿道に挿すものとか、もう本当に危険を感じますね。男性器の形状も分かる消しの甘さですし、ソフトなイメージとなっているけれども、形状は分かります。これは人格否定的な部分があって、青少年の読むものとしてはふさわしくないと思います。指定該当でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。次にB委員お願いいたします。

○B委員 はい、性行為の場面が多く、性器は白抜きで修整されているものの明らかに形状が分かります。性器の描写がとにかく多いことと、危険な器具の使用もあるということから指定該当でお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。次に小澤委員お願いいたします。

○小澤委員 はい、指定該当でお願いしたいです。全体的に性交シーンが多く、またその中で体液、擬音多く、卑わいな感じを強く受けたので、指定該当とっております。

○会長 はい、ありがとうございました。次にE委員お願いいたします。

○E委員 はい、拘束器具等の使用もあるんですけども、全体的には修整されて配慮を感じる部分もあるのかなと思っております。また、拘束器具等は、青少年の健全な育成を阻害するのかわという部分についても、それを見たからといって健全な育成を阻害するものとは思えないと思っております。また、自主規制団体も半分の方が指定非該当という意見もあるので、指定非該当でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございました。次に松崎委員お願いいたします。

○松崎委員 はい、ストーリーはコミカルに描かれてはおりますが、性描写が多く、拘束や器具を使用することで暴力的あるいは強制的にも感じられるところがございます。体液、擬音や性器も白抜きで修整はされておりますが、はっきりと形状も分かりますし、卑わいさを増して誇張するところが多いことから指定該当ということをお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございました。それでは、最後に私ですが、多くの委員の方がおっしゃられたように、ほとんど全編性交シーンということで、また、かなり激しく緻密に描かれていると思います。青少年が見るのには、器具の使用等を含め、ふさわしくない本だと思っておりますので、指定該当でお願いしたいと思っております。

以上で全員の意見がそろいまして、非該当の方、それから保留の方、いらっしゃいますが、何か意見の変更をされたいという方がいましたらここでご発言をお願いいたします。よろしい

でしょうか。

では、特になければ、審議会としては指定該当ということで答申をまとめたいと思います。よろしいですか。

<「はい」の声あり>

○会長 はい、ありがとうございました。A委員からご意見がありましたが、特に事務局からの回答を求めるものではないということでよろしいですか。

○A委員 はい。

○会長 ご意見として伺っておきます。それでは、以上で調査・審議事項を終わりますが、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、都民からの申出につきましては、6月はございませんでした。

また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上です。

○会長 それでは、これで本日の調査・審議事項を終わりますが、何か質問、ご意見等ありましたらこの場でお願いいたします。はい、どうぞ。

○E委員 本日、傍聴人は15名ということだったと思うんですけども、今、多分コロナの影響で定員が15というふうに減らしていると思うんですけど、参議院選挙の後で注目度も高いというところで、多分15名以上の方が今日、傍聴を希望していたと聞いています。もともとの定数が20というところで、15から20に戻す基準等があれば教えていただきたいなと思います。

○会長 事務局何か回答ございますか。

○若年支援課長 はい、本審議会の傍聴人の定員につきましては、基本的な感染対策といたしまして、人との間隔を最低1メートル空けるため15名としているところでございます。

○会長 ということですが、何か追加で、はい。

○E委員 それに戻す基準等はあるんですかね。その1メートルを。

○会長 事務局いかがですか。

○若年支援課長 はい、ただ今の人との間隔を最低1メートル空けるということにつきましては、厚生労働省の新しい生活様式が示します基本的な感染対策に基づいたものでございます。今後につきましては、国や東京都の感染対策を踏まえ対応してまいります。

○会長 はい、よろしいでしょうか。他に特になければ、以上で調査・審議事項を終了いたします。

す。傍聴人の方が再入室されますので、図書名が分かる資料についてはしまってくださいようお願いいたします。

< 傍聴人入室 >

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議でございますが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

告示予定日は、令和4年7月15日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和4年7月14日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は令和4年8月5日金曜日の15時30分からでございます。月曜日ではなく金曜日になります。場所は、今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。次回は、金曜日だそうですので、委員の皆さま、お間違いなく、よろしくをお願いいたします。では、どうもありがとうございました。

午後4時19分閉会